

(法第10条第1項第5号関係)

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

少子高齢化と単身世帯の増加が進む今日、地域で暮らすおひとりさまや高齢者の不安は多様化しています。家族や地域とのつながりが希薄化する中で、相談先が見つからないまま不安を抱える方が多いことが見えてきました。

発起人らは、法律・医療・文化の各分野で北杜市及びその近隣地域の方々と関わる中で、一人ひとりの価値観や「これからをどう生きたいか」という思いを支えるには、特定の分野だけでは不十分であり、健康面・文化面・法律面が連携した包括的な支援が必要であると考えました。

そこで、各分野の専門家が連携し、本人の尊厳を中心に据えた支援を行うことを目的として、特定非営利活動法人を設立することとしました。本法人は、支援を必要とする方々を単なる保護の対象として捉えるのではなく、これまでの人生の歩みを尊重し、その方が望む将来をともに考えながら必要な支えを提供することを目指します。

本法人の活動は、高齢者やおひとりさまの生活や将来設計に関わるものであり、継続的かつ安定的な支援体制が求められます。また、関係機関と連携し信頼性の高い支援を行うためには、社会的信用の確保と責任体制の明確化が不可欠です。そのため、任意団体ではなく法人格を取得し、組織基盤を整える必要があると判断し、本法人の設立に至りました。

「ひだまり」という名称には、関わるすべての人にぬくもりと安心を届けたいという願いを込めています。地域の支え合いを育み、誰もが尊厳を保ちながら暮らせる社会の実現に寄与することを目的として本法人を設立するものです。

### 2 申請に至るまでの経過

発起人らは、それぞれ医療、芸術、法律の分野で活動する中で、高齢化の進展や単身世帯の増加により、将来に不安を抱えながらも相談先が見つからない方々が地域に増えている現状を実感してきました。その課題意識を共有する中で、分野を超えて協力しながら継続的な活動を行うことの必要性について話し合いを重ね、NPO法人の設立を検討するに至りました。

そこで、設立趣意書を作成し、周囲の方々に趣旨を説明したところ賛同者が集まり、令和7年12月25日に出席者10名で設立総会を開催しました。その後さらに賛同者が加わり社員11名となりました。

以上の経緯を経て、特定非営利法人ひだまりの設立認証を申請するものです。

令和8年 3月20日

特定非営利活動法人ひだまり

設立代表者

河 埜 裕 子